

## みつともこども園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者

名 称	社会福祉法人 専勝会
所 在 地	福岡県八女市黒木町本分1318番地1
電 話 番 号	0943-42-3550
代 表 者 の 氏 名	理事長 佐々木俊麿
設 立 認 可 年 月 日	昭和50年3月18日

### 2 利用施設

施設の種類	認定こども園
施設の名称	みつともこども園
施設の所在地	福岡県八女市立花町谷川1250番地1
連 絡 先	TEL 0943-37-1336 FAX 0943-24-8555
管 理 者	園長 佐々木撰
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 52人 (うち1号認定こども 15人) 満1歳以上3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 8人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日 (創設：昭和26年6月20日、光友保育園として)

### 3 サービス目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	2,007.00 m <sup>2</sup>
	園 庭	1,342.00 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄骨造 平屋建
	延 べ 面 積	596.85 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室兼ほふく室	1室	ゆき組（0歳児）、はな組（1歳児）
調 乳 室	1室	
沐 浴 室	1室	
保 育 室	4室	ほし組（2歳児）、つき組（3歳児） そら組（4歳児） ゆめ組（5歳児）
給 食 室	1室	
教 具 室	1室	
休 養 室	1室	
事 務 室	1室	
保 健 室	1室	

5 職員の状況

令和8年4月1日現在

職 種	常勤	非常勤	職 務
園 長	1名		職員及び業務を管理する
主 任 保 育 士	1名		園長を補佐し、保育士等を統括する
保 育 士	8名	16名	乳幼児の保育に従事する
子 育 て 支 援 員	1名	2名	乳幼児の保育を補助する
保 育 助 手		1名	乳幼児の保育を補助する
管 理 栄 養 士	1名		給食を管理し、栄養指導を行う
栄 養 士			発達段階に応じた献立を作成する
調 理 師	1名	3名	献立に基づき、給食等を調理する
看 護 師	1名		乳幼児の健康・衛生管理に従事する
准 看 護 師		1名	乳幼児の健康・衛生管理に従事する
事 務 職 員 等	2名		事務処理に従事する
運 転 手		3名	園バスの運転に従事する

当園では、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年八女市条例第25号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（9時～18時）
主 任 保 育 士	正規の勤務時間帯（9時～18時）
保 育 士	正規の勤務時間帯（7時～19時）
栄 養 士 ・ 調 理 師 等	正規の勤務時間帯（8時～17時）

※ローテーションにより各保育士の勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から31日、1月2日と3日）及び当園が定める日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間

保育標準時間認定にかかる支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）  
 なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分及び18時30分から19時の範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に利用者負担が必要となります。）

### (2) 保育短時間認定にかかる保育時間

保育短時間認定にかかる支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時45分から16時45分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）  
 なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時45分及び16時45分から19時の範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に利用者負担が必要となります。）

### (3) 教育時間

教育時間は、9時から15時までです。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により預かり保育が必要な場合は、7時から9時まで及び15時から19時までの範囲内で時間外預かり保育を提供いたします。（時間外預かり保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

## 8 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育・時間外預かり保育の提供

上記7に記載する時間において、保育・教育を提供します。

### (2) 英語教室、体育教室

当園では、3歳以上の園児に対し、英語教室、体育教室を行います。

### (3) 食事の提供

園児の年齢に応じ月曜日から土曜日の以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	昼食は、主食と副食を提供します。
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	昼食は、主食と副食を提供します。
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 衛生上の観点から昼食の提供時間は12時までです。

※ 献立表は毎月お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 月に1度、愛情弁当があります。その時は全年齢ともおかず入りのお弁当をお願いします

#### (4) その他

##### ・一時預かり

一時預かりは、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分及び18時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（一時預かり、時間外保育の利用に当たっては、利用者負担が必要となります。）

##### ・予約期間

一時預かりは、利用予定日の2ヶ月前から2日前までにご予約ください。

※上記6に記載する休園となる日は、一時預かりも休園となります。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払いについては、別途お知らせします。

### (3) 登降園時刻の記録

保護者は、登降園管理システムにより園児の登降園時刻を記録するものとします。

「7 保育を提供する時間」及び「8の(4)その他（一時預かりを除く）」の時間は、登降園管理システムに記録された時刻によります。登園時刻、降園時刻の一方又は両方が記録されていない場合には、登園時刻を午前7時、降園時刻を午後7時とすることがあります。

一時預かりの利用時間は、当園職員が記録した登降園時刻によります。

## 10 利用の開始と終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育・教育の提供を開始いたします。

(1) 市町村から保育の実施について委託を受けたとき

(2) 定員に余裕があり私的契約を行ったとき

(3) 1号認定こどもの保護者から正式の利用申込みを受けたときは、認定こども園入園にかかる公正な選考方法に関する規程により選考したとき

当園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 1号認定こどもの保護者から退園の申し出があったとき

(4) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関名称	中村内科医院
医院長名	中村 卓郎
所在地	八女市立花町谷川1176-2
電話番号	0943-37-1601

(2)歯科

医療機関名称	堤歯科医院
医院長名	堤 康記
所在地	八女市立花町谷川992-6
電話番号	0943-37-1470

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者が保育台帳に記載した医療機関又は嘱託医及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園は、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	窓口担当者	主任保育士
	ご利用時間	9時から18時
	電話番号	0943-37-1336
	FAX番号	0943-24-8555
	e-mail	encho@mitsutomohoiuken.jp
	解決責任者	園長
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	八田雅邦	電話番号 0943-42-3022 八女市黒木町
	矢ヶ部尚美	電話番号 0943-37-1051 八女市立花町
運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)		電話番号 092-915-3511 福岡県春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ4階

話し合いにより解決できない場合は、福岡県社会福祉協議会の運営適正化委員会に申し出ることができます。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。	
防災設備	自動火災報知設備	有
	非常警報装置	有
	火災通報装置	有
	誘導灯	無
	消火器	有
	ガス漏れ警報機	有
	その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、月1回以上実施します。	

### 15 利用者に対しての保険の種類・保険の内容・保険金額

当園は、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	保 険 の 内 容	保 険 金 額
総 合 損 害 補 償 (保育所の損害補償)	対人賠償（1名・1事故）	1億円・7億円
	対物賠償（1事故）	1,000万円
	死亡保険金	103万円
	入院保険金（1日当たり）	800円
	通院保険金	500円

※詳細については、株式会社福祉保険サービスのサイトにある「保育所の損害補償」をご覧ください。

### 16 当園におけるその他の注意事項

宗 旨 ・ 宗 教 活 動	子どもたちは、仏教行事に参加することがあります。利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動はご遠慮ください。
政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫 煙	敷地内（駐車場を含む。）は禁煙です
基 準 時 計	登降園システムの端末に表示されている時刻または登降園システムに記録された時刻

### 17 虐待防止について

- (1) 職員は「児童虐待の防止等に関する法律」を理解し、身体的虐待や心理的虐待を園児に与えないこと、保育園で虐待にあっていないことを証明できるよう、園児の傷についてもいつでもどこで出来た傷か説明できるよう注意を怠らず、保護者との信頼関係を構築します。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。また、家庭で傷を作ってきた場合は、原因について保護者に説明を求めます。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修を行います
- (4) 家庭環境により虐待の危険性が高い園児については、十分な援助を心掛け、専門機関との連携を十分取ります。

### 18 カスタマーハラスメントの禁止

- (1) 当園は、保護者等の言動であって、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害する行為を禁止します。
- (2) 禁止する行為を以下に例示します。

身体的攻撃	暴力、傷害、物の投てき、器物損壊、自傷他害の示唆・ほのめかし
精神的攻撃	脅迫、威圧、大声での恫喝、侮辱、名誉・信用の毀損、人格否定、差別的言動
セクシャルハラスメント	不要な接触、卑猥な言動、性的要求、裸体の強要、性別役割の押しつけ
過剰・不当要求	契約外の強要、土下座・不合理な謝罪の要求、特定職員の指名・排除の執拗な要求、法令・運営基準違反の要求
拘束的行為	正当理由のない長時間・反復の面談や電話・回答の要求、夜間・早朝の執拗な連絡
プライバシー侵害	個人情報の詮索・開示の示唆、ストーカー行為、つきまとい、待ち伏せ、無断録音・撮影：職員や他利用者の無許可録音・撮影・配信、業務の適正運営を妨げる記録行為、SNS・口コミ中傷：虚偽・誇張・脅しを伴う投稿、名誉・信用を害する継続的拡散

その他	危険物・違法薬物の持込み、著しい飲酒・錯乱、危険動物の放し飼い、車内・送迎時の危険行為等
-----	--

みつともこども園運営規程（別表3）

みつともこども園重要事項説明書（別表）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	主食費（3歳以上児） 主食費は保護者負担のため	1,500円 ただし、八女市在住者を除く
	副食材料費 副食材料費は保護者負担のため	4,500円 ただし、副食費免除者を除く
新 学 期 用 品	園児自身の所有物として、物を大切に する心を育てるため	2,000～8,000円程度
制 服	園の象徴	14,000円程度
体 操 服	運動しやすい服装のため	3,000円程度
バ ス 遠 足 代	貸切バス代、入場料等	3,000円程度
アルバム写真代	園児ごとのアルバムを作成する写 真代	5,000円程度

※金額は予告なく改定することがあります。

※新学期用品、制服、アルバムの写真代は、園児ごとに異なります。

2 時間外保育等に係る利用者負担金

		負担額	備 考
時 間 外 保 育	1 時 間	200円/時	保育短時間認定にかかる保育時間の範 囲外の時間
	7時30分以前 及び 18時30分以降	200円/時	7時30分以前及び18時30分以降 のいずれか若しくは両方を利用された 場合
	19時以降	400円/時	お迎えが、19時を過ぎた場合
時間外預かり保育	8時45分以前及び 15時以降	200円/時	8時45分以前及び15時以降のい ずれか若しくは両方を利用された場合
	19時以降	400円/時	お迎えが、19時を過ぎた場合
長期休暇中の 預かり費	8時45分から 15時まで	500円/日	給食・間食は一時預かりと同額です
一 時 預 かり (一時保育)	3歳未満児	1,900円/日	年齢は4月1日現在の満年齢です
	3歳以上児	1,500円/日	
	給 食	200円/日	
	間 食	100円/日	
乳児等通園支援	1 時 間	300円/時	給食・間食は一時預かりと同額です

\*時間の計算は、1時間単位の切り上げになります。

※金額は予告なく改定することがあります。